

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		6,827	448,773,719
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		169	4,327,397
債 務 控 除 額		3,668	41,042,586
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		876	3,216,996
課 税 価 格	実	6,854	415,275,526
相 続 税 額	算 出 税 額	6,750	45,311,721
	2 割 加 算 額	540	523,738
	計	6,750	45,835,459
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	229	140,418
	配 偶 者	1,194	11,729,032
	未 成 年 者	73	18,755
	障 害 者	159	181,096
	相 次 相 続	264	245,896
	外 国 税 額	-	-
	計	1,819	12,315,198
差 引 税 額	実	5,763	33,520,261
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		49	212,408
小 計		5,758	33,307,854
農 地 等 納 税 猶 予 額		136	1,077,658
株 式 等 納 税 猶 予 額		3	43,276
申 告 納 税 額	納 付 税 額	実	5,718
	還 付 税 額	実	29
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		2,513	200,110,000

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 外書は災害減免法第6条の被害を受けた部分の価額を示す。  
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成18年分	6,483	405,865,291	47,063,718	14,509,269	5,468	31,078,854	17	48,629	2,290
平成19年分	6,791	413,267,205	46,273,046	13,236,571	5,718	31,395,838	28	53,566	2,400
平成20年分	6,530	434,558,359	60,652,938	20,374,228	5,495	38,804,568	27	77,186	2,380
平成21年分	6,695	406,890,118	44,223,276	11,625,656	5,695	30,972,292	27	53,237	2,413
平成22年分	6,854	415,275,526	45,835,459	12,315,198	5,718	32,243,777	29	56,857	2,513

(注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
鳥取	199	11,662,245	171	1,141,677	65
米子	182	10,042,213	150	737,628	61
倉吉	73	3,884,052	61	214,343	27
鳥取県計	454	25,588,510	382	2,093,648	153
松江	144	10,265,958	121	687,895	57
浜田	62	4,173,443	54	561,364	24
出雲	142	8,771,693	122	680,474	48
益田	42	2,516,443	33	196,840	14
石見大田	14	1,517,985	12	129,384	6
大東	26	1,420,768	21	66,714	9
西郷	11	708,506	10	52,144	4
島根県計	441	29,374,796	373	2,374,816	162
岡山東	308	18,747,484	264	1,285,133	115
岡山西	441	28,306,300	380	2,415,922	156
西大寺	88	4,446,004	73	201,852	32
瀬戸	62	3,700,975	51	262,689	22
児島	61	4,222,979	49	461,467	19
倉敷	446	26,660,345	363	1,516,480	170
玉島	118	6,334,468	87	514,122	44
津山	104	5,897,917	91	353,756	41
玉野	51	2,297,273	43	93,427	16
笠岡	94	4,696,331	81	231,287	32
高梁	21	955,321	17	20,681	9
新見	28	1,095,840	22	19,228	8
久世	25	1,606,517	20	163,083	9
岡山県計	1,847	108,967,754	1,541	7,539,127	673
広島東	214	13,080,131	186	945,717	84
広島南	206	11,701,592	172	791,711	82
広島西	369	24,104,124	319	2,640,714	132
広島北	399	25,939,493	325	2,196,394	139
呉	179	12,051,286	156	1,009,870	72
竹原	19	1,323,067	15	80,261	8
三原	104	6,001,689	89	414,100	38
尾道	161	9,778,357	134	718,258	58
福山	453	27,494,562	366	2,206,601	160
府中	92	9,069,249	76	1,567,834	35
三次	54	3,264,634	46	176,573	22
庄原	X	X	X	X	X
西条	135	6,930,101	111	413,773	48
廿日市	285	16,469,822	238	1,327,206	100
海田	280	13,621,509	226	572,803	104
吉田	X	X	X	X	X
広島県計	2,970	181,710,923	2,476	15,085,879	1,090
下関	205	13,191,942	176	1,138,518	78
宇部	133	8,954,311	107	737,151	45
山口	168	9,428,720	131	560,863	72
萩	30	2,068,907	25	121,364	12
徳山	180	9,704,698	155	516,568	73
防府	114	6,574,221	92	515,212	39
岩国	151	9,037,474	124	696,053	51
光	53	3,054,331	46	178,872	20
長門	20	1,366,293	15	78,469	9
柳井	40	3,183,450	35	335,191	17
厚狭	48	3,069,196	40	272,048	19
山口県計	1,142	69,633,543	946	5,150,308	435
総計	6,854	415,275,526	5,718	32,243,777	2,513

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 6,857	千円 413,961,456	人 5,714	千円 31,780,340	人 2,513
	修正申告による増差額	144	1,636,197	215	515,137	100
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	29 △	322,127	49 △	51,699	27
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 6,854	415,275,526	実 5,718	32,243,777	実 2,513
過年分	申 告 額	277	12,105,750	244	548,742	130
	修正申告による増差額	904	11,804,309	1,227	2,162,644	513
	更正による増差額	3	44,573	4	11,775	3
	更正等による減差額	184 △	1,921,195	242 △	437,884	120
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,351	22,033,437	実 1,689	2,285,277	実 671
合 計	申 告 額	7,134	426,067,206	5,958	32,329,082	2,643
	修正申告による増差額	1,048	13,440,506	1,442	2,677,781	613
	更正による増差額	3	44,573	4	11,775	3
	更正等による減差額	213 △	2,243,322	291 △	489,583	147
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 8,205	437,308,963	実 7,407	34,529,054	実 3,184

調査対象等： 「本年分」は平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成21年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年11月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成20年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年7月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。  
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	54	12,700	42	12,900	14	11,979
過 年 分	873	163,424	190	64,820	136	172,097
合 計	927	176,124	232	77,720	150	184,076

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5 - 2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人の数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以下	688	58,191,375	1,284,401	376,246	839,163	1,567
1 億円超	1,293	175,347,060	1,484,148	1,543,005	6,977,976	4,041
2 "	314	74,563,694	320,847	507,661	6,338,727	1,092
3 "	155	56,421,633	485,663	505,184	7,021,265	538
5 "	44	26,281,570	178,111	217,736	5,107,402	135
7 "	8	6,210,525	9,953	32,553	1,292,018	33
10 "	9	11,574,506	508,720	101,731	3,095,122	32
20 "	1	2,294,471	-	2,200	436,255	5
30 "	1	3,076,622	-	-	672,413	3
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	2,513	413,961,456	4,271,843	3,286,315	31,780,340	7,446

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	15	145	230	230	68	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	4	93	273	501	287	87	33	8	3	3	-	1
2 "	-	17	46	119	88	27	5	2	3	4	1	2
3 "	1	4	25	56	45	14	5	4	1	-	-	-
5 "	-	1	14	15	9	5	-	-	-	-	-	-
7 "	-	-	1	-	5	1	1	-	-	-	-	-
10 "	-	-	1	3	4	1	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	20	260	590	925	506	136	44	14	7	7	1	3

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	802	20,664,434
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	1,019	18,261,218
	宅地（借地権を含む。）	2,315	130,884,216
	山林	875	1,704,585
	その他の土地	827	15,147,664
	計	2,357	186,662,117
家屋、構築物		2,282	27,673,882
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	366	497,945
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	64	194,787
	売掛金	85	328,696
	その他の財産	201	1,247,950
	計	504	2,269,377
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	480	15,795,650
	同上以外の株式及び出資	1,613	20,120,669
	公債及び社債	682	10,765,528
	投資・貸付信託受益証券	817	13,019,397
	計	1,989	59,701,245
現金、預貯金等		2,494	117,921,314
家庭用財産		1,668	834,121
その他の財産	生命保険金等	592	16,948,087
	退職金及び功労金等	188	8,447,272
	立木	169	121,561
	その他	2,149	26,756,080
	計	2,225	52,273,000
合計		2,502	447,335,056
相続時精算課税適用財産価額		136	4,271,843
債務		2,178	36,229,710
葬式費用		2,460	4,702,048
計		2,482	40,931,758
差引純資産価額		2,504	410,675,141
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		513	3,286,315
課税価額		2,513	413,961,456

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。